

高砂市民ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会貢献活動への参加を希望する個人又は団体に対し、ボランティアの募集に関する情報（以下「ボランティア募集情報」という。）を提供することにより、市と市民が協働して、より一層豊かで活力のあるまちづくりを推進することを目的とする。

(実施内容)

第2条 市は、高砂市民ボランティア登録制度（以下「ボランティア登録制度」という。）の実施に当たって、次に掲げる事務を行う。

- (1) ボランティア活動への参加を希望する個人及び団体の募集及び登録
- (2) ボランティア募集情報の収集並びにボランティア登録者（以下「登録者」という。）及びボランティア登録団体（以下「登録団体」という。）へのボランティア募集情報の提供
- (3) その他ボランティア活動に必要な事務

(登録の要件等)

第3条 ボランティア登録制度に登録できるものは、第1条の目的を理解し、ボランティア活動への参加を希望する個人又は団体とする。

- 2 登録者が15歳に達する日以後の最初の4月1日を経過していない場合は、その保護者もボランティア登録制度に登録の上、ボランティア活動に同伴するものとする。

(登録)

第4条 ボランティア登録制度への登録を希望する個人は、高砂市民ボランティア登録申請書（個人用）（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 ボランティア登録制度への登録を希望する団体は、高砂市民ボランティア登録申請書（団体用）（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は1年とする。ただし、登録者又は登録団体から登録の取消しの届出がない場合は、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者及び登録団体は、ボランティア登録制度の登録の内容に変更があった場合は、高砂市民ボランティア登録内容変更届書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 登録者及び登録団体は、ボランティア登録制度の登録の取消しをしようとする場合は、高砂市民ボランティア登録取消届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項に基づく届出のほか、市長は、登録者及び登録団体が次のいずれかに該当すると認

められた場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録団体が解散したとき。
- (3) 登録者及び登録団体と連絡がとれなくなったとき。
- (4) 社会通念上ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。

(報酬及び費用の負担)

第8条 登録者及び登録団体は、無報酬でボランティア活動を行うものとする。

2 活動場所への交通費その他活動に係る費用は、登録者及び登録団体の負担とする。

(免責等)

第9条 市は、ボランティア活動中に万が一事故が生じた場合、高砂市市民災害補償給付金支給規程に基づき、必要な給付を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 市は、登録に関して知り得た個人情報を適正に管理し、第2条に掲げる事務以外には使用しないものとする。

(庶務)

第11条 ボランティア登録制度に関する庶務は、高砂市市民部市民窓口室地域振興課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。